

第14号議案

令和7年度（2025年度）町田市病院事業会計予算

（総 則）

第1条 令和7年度（2025年度）町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	440床		
（2）年 間 患 者 数	入院 134,904 人	外来 242,000 人	
（3）1 日 平 均 患 者 数	入院 370 人	外来 1,000 人	
（4）主な建設改良事業	施設改修工事費	291,720 千円	
	医療機器等購入費	547,194 千円	

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		15,526,008 千円
第1項 医 業 収 益		14,276,392 千円
第2項 医 業 外 収 益		1,216,797 千円
第3項 特 別 利 益		32,819 千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		16,409,888 千円
第1項 医 業 費 用		15,736,058 千円
第2項 医 業 外 費 用		478,583 千円
第3項 特 別 損 失		165,247 千円
第4項 予 備 費		30,000 千円

（資本的收入及び支出）

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,392,791千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		726,611 千円
第1項 企 業 債		467,000 千円
第2項 固定資産売却代金		1 千円
第3項 都 補 助 金		108,987 千円
第4項 他会計補助金 負担金交付金		150,623 千円
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		2,119,402 千円
第1項 建設改良費		910,509 千円
第2項 企業債償還金		1,208,893 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 150,000	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。
施設改修事業	317,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給 与 費 8,735,554 千円
- (2) 交 際 費 700 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,976,067千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	眼底カメラ	1
医療情報機器	NICU部門システム	1
	分娩監視システム	1
その他機器	勤怠管理システム	1

令和7年（2025年）2月20日 提出

東京都町田市 市長 石坂 丈一